

高度プロフェッショナル制度の廃止と職場への導入阻止を目指す決議

働き方改革関連法で成立した高度プロフェッショナル制度(労働基準法第 41 条の 2)は、労働者の命と健康を守るため存在する労働時間規制を破壊し、際限のない長時間労働をさせることが可能となる、極めて危険な制度である。

高度プロフェッショナル制度の内容は、労働者には何一つメリットがない制度であるが、政府はあたかも労働者に自由な働き方であり、「成果で評価」する制度であるかのように喧伝し続けてきた。また、国会運営においても、「ご飯論法」と評される欺まんの国会答弁を繰り返し、あらゆる労働組合など労働団体や過労死家族等の強い反対を押し切って採決を強行した。

いうまでもなく、高度プロフェッショナル制度は、安倍政権が「働き方改革」として標榜してきた長時間労働是正の取組みとは全く矛盾し、法施行自体が許されず、制度自体の速やかな廃止が必要である。

また、万が一法が施行されたとしても、高度プロフェッショナル制度を職場への導入を阻止するため、労働組合を中心に、あらゆる労働団体が団結して、導入阻止に向けて取組みが求められる。今後も、社会に向けて高度プロフェッショナル制度の危険性に対する啓発を進め、この制度を導入する企業は「ブラック企業」であるという社会的評価を上げる必要がある。

具体的な職場への導入阻止のため重要なのは、労使委員会における取組みである。この制度は、労働者側からの選出委員を含み構成される労使委員会において、5 分の 4 以上の厳格な決定が求められている。したがって、全ての労働組合は、労使委員会に関与できるか否かを問わず、導入阻止に向けた取組みが必要である。

とりわけ職場で過半数代表を選出する労働組合であれば、事業場の労働者を代表する立場で労働側委員が委員会に参加をし、導入を否決することも可能である。また、労働組合において高度プロフェッショナル制度導入阻止に取り組む際、対象となる労働者が労働組合員であるか否かを問うべきではない。同じ職場に、高度プロフェッショナル制度が導入されて働かされ放題となる労働者が生まれることは、長時間労働を蔓延させる職場風土を生み出すことになり、職場の全ての労働者にとって、対岸の火事ではすまされない。

また、労使委員会で導入について議論する際には、労使委員会における決議等について慎重な議論の確保が必要である。具体的には、本人同意の手続きにおいて真に制度適用を望む労働者のみが対象とされること、対象業務としても高度の専門的知識等を必要としその性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものであること、労働者に労働時間の裁量権が与えられていること、などの検討が必要である。

さらに、万が一職場に高度プロフェッショナル制度が導入されてしまった場合には、健康管理時間の活用により適切な労働実態を把握するだけでなく、対象労働者の適切な苦情処理が講じられるようにするなど、高度プロフェッショナル制度導入による健康被害を生まぬよう、措置をとらねばならない。

日本労働弁護団は、あらゆる労働組合など労働団体と連携した現場での取組みを支援しつつ、今後も制度の廃止を求める運動に引き続き取り組み、全ての労働者・労働組合とともに、高度プロフェッショナル制度の導入阻止に向けて力を尽くすことを宣言する。